

審 議 結 果 速 報

(令和4年3月24日)

陳情4年商工労働第2号

鳥 取 県 議 会

文 書 表

議 会 資 料

陳情（新規）・農林水産商工常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
4年-2 (R4.01.19)	商 工 労 働	ゆうちょ銀行業務におけるユニバーサルサービスと利用者の利便性の維持に係る意見書の提出について	不 採 択 (R4.03.24)

▶陳情事項

鳥取県議会から国に対し、ゆうちょ銀行の貯金事業におけるユニバーサルサービス、国民・利用者の利便性の維持を徹底すべきことについての意見書を提出すること。

▶陳情理由

ゆうちょ銀行は2022年1月17日から、現金を扱う取引手数料の値上げやATM手数料の新設などをすると発表した。

たとえば、(1)窓口やATMでの払込みサービスを現金で利用するときにかかる手数料の新設、(2)窓口における硬貨取り扱い手数料の新設、(3)ATMでの硬貨預払料金の新設などである。

いま、銀行をめぐるのは、銀行間の競争の加速、長期緩和政策による収益構造の変化、たとえば顧客の通帳を維持するだけでも、印紙税法によって印紙代がかかるなど、経営が大変な側面はある。

また、振り込み手数料の引き下げなど、顧客への還元が行われているのも事実で、銀行の維持のため、どこかに収益源を求めなければならないことは、理解を示すものである。

しかし、なかでも目を引くのは、ATM硬貨預払料金の新設で、ゆうちょ銀行のATMで硬貨を含む貯金の預け入れ・払戻しのとき手数料がかかり、その金額は、預け入れの場合1～25枚110円、26～50枚の場合220円、51～100枚の場合330円などと、1枚から手数料がかかるようになっている。また、引き出しの場合、1枚以上110円となっている。

極端な話、たとえばATMに、小さな子どもが豚の貯金箱に入れた5円玉24枚を預けた場合、120-110で10円しか入金されず、1万円と1円玉30枚を預けた場合、10,030-220で9,810円と、硬貨を預けなかった場合と比べてマイナスになる。硬貨は政府発行のものだが、硬貨が軽視されており、利便性の低下ははなはだしい。

また、たとえばATMで新聞購読料の2,260円を引き出す際にも、硬貨を1枚でも伴うので、手数料を生ずることになる。

思えば、いわゆる郵政民営化法案で、かつての日本郵政公社は解散し、いわゆる郵便局取り扱い業務は、持ち株会社の日本郵政株式会社と、その傘下にある郵便事業株式会社、株式会社ゆうちょ銀行、株式会社かんぽ生命保険に移管された。そして、日本郵政HDとゆうちょ銀行、かんぽ生命は、東証に上場した。

改正郵政民営化法には、その第2条で次のような一節がある。

「郵政民営化は、内外の社会経済情勢の変化に即応し、公社に代わる新たな体制の確立等により、経営の自主性、創造性及び効率性を高めるとともに公正かつ自由な競争を促進し、多様で良質なサービスの提供を通じた国民の利便の向上及び資金のより自由な運用を通じた経済の活性化

を図るため、地域社会の健全な発展及び市場に与える影響に配慮しつつ、公社が有する機能を分割し、それぞれの機能を引き継ぐ組織を株式会社とするとともに、当該株式会社の業務と同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置を講じ、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを基本として行われるものとする。」

また、同法第7条の2では、

「日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社は、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務が利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的に利用できるようにするとともに将来にわたりあまねく全国において公平に利用できることが確保されるよう、郵便局ネットワークを維持するものとする。

2 郵便局ネットワークの活用その他の郵政事業の実施に当たっては、その公益性及び地域性が十分に発揮されるようにするものとする。」とされている。

日本政府は日本郵政の経営へ関与する権利を残すため、郵政民営化法で発行済み株式数の3分の1強を保有することになっている。そのため、民営化されてなお、日本郵政の株を、発行済み株式ベースではおおむね5割、議決権ベースでは6割保有している。

また、ゆうちょ銀行は、同社以外に金融機関のない地域も存するなど、民営化後も公共性の高い機関である。

このたびのATM手数料値上げは、たとえば飲食事業者や、寺院、神社の関係者など、入金が不便になるとの声を聞く。

ゆうちょ事業は、民営化後もなお、国民の銀行、住民の銀行として、国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与する(改正郵政民営化法)ことが必要である。

については、国(衆参議長や総務大臣等)に対し、ゆうちょ銀行の貯金事業におけるユニバーサルサービス・国民・利用者の利便性の維持を徹底すべきことについて、地方自治法第99条により意見書の提出を賜りたい。

▶提出者

足羽 佑太 (倉吉市)

▶所管委員長報告(R4.03.24本会議)会議録暫定版

平成24年の改正郵政民営化法等に基づき、株式会社ゆうちょ銀行の業務運営に当たっては、ユニバーサルサービスの提供が義務付けられましたが、株式会社ゆうちょ銀行は、安定的なサービスを提供するため、送金決済サービスをはじめとした各種料金について、令和4年1月から、料金の見直し・新設を行い、コストに応じた料金とすることによって、全国どこでも公平に利用できるサービスの提供を進められていることから、不採択と決定しました。

現 状 と 県 の 取 組 状 況

執行部提出参考資料

商工労働部（企業支援課）

【現 状】

1 銀行窓口業務に係るユニバーサルサービス（全国どこでも公平に利用できるサービス）の実施体制

○平成24年の改正郵政民営化法に基づき、親会社の日本郵政（株）を中心として、郵便・物流事業、郵便局窓口事業を行う日本郵便（株）、銀行業を行う（株）ゆうちょ銀行、生命保険業を行う（株）かんぽ生命保険の4社体制となり、日本郵政（株）及び日本郵便（株）においては、郵政民営化法、日本郵政株式会社法、日本郵便株式会社法の規定により、業務の運営に当たってユニバーサルサービスの提供が義務付けられた。

※郵政民営化法第7条の2第1項（ユニバーサルサービス提供義務の根拠法令）

日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社は、その業務の運営に当たっては、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的にかつあまねく全国において公平に利用できるようにする責務を有する。

○日本郵便（株）は、ユニバーサルサービスを行っていくにあたり、日本郵便株式会社法及び総務省令の規定により、銀行窓口業務（預金の受入れ、払込み等）がユニバーサルサービスとして位置付けられ、郵便局がその銀行窓口業務を行っている。（日本郵便（株）とゆうちょ銀行が銀行窓口業務契約を締結）。

2 （株）ゆうちょ銀行からの料金の見直し等にかかるプレスリリースの概要（令和3年7月2日付）

- （株）ゆうちょ銀行は、安定的なサービス提供に向けて、送金決済サービスをはじめとした各種料金について、令和4年1月17日（月）から、料金の見直し・新設を行う。
- 提供チャンネルの利便性やコストに応じた料金とすることで、お客様のニーズに応じた取引チャンネルや取引方法を提供するとともに、デジタル化・キャッシュレス化・ペーパーレス化を推進する。

＜手数料等見直しの概要＞

[払込サービスを現金で利用する場合の料金加算]

窓口やATMにおける各種払込サービスの利用に当たって、現金で支払う場合に払い込みする者に対して1件ごとに料金110円（税込）が加算。

（一般的な場合）

（税込）

取扱内容		口座 (通帳・カード使用)	現金 (110円上乘せされる。)
窓口	5万円未満	203円	313円
	5万円以上	417円	527円
ATM	5万円未満	152円	262円
	5万円以上	366円	476円

[硬貨取扱料金の新設]

預入や払込等の各種手続きの際に、窓口に硬貨を持ち込んだ場合、枚数に応じた料金を新設。
(税込)

硬貨枚数	料金
1～50 枚	無料
51～100 枚	550 円
101～500 枚	825 円
501～1,000 枚	1,100 円
1,001 枚以上	500 枚ごとに 550 円加算

[ATM 硬貨預払料金の新設]

ゆうちょ ATM で硬貨を伴う預入や払戻に対する料金を新設。

[預入]

(税込)

硬貨枚数	料金
1～25 枚	110 円
26～50 枚	220 円
51～100 枚	330 円

[払戻]

(税込)

硬貨枚数	料金
1 枚以上	110 円